

いわき市農業委員会第15回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和7年7月18日(金曜日)12時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市文化センター3階大会議室にて開催した。

1 出席者(計35名)

(1) 農業委員(22名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	22 欠員中
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局(13名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	佐藤 公威
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係主査	鈴木 昌則
農地調査係主査	坂本 祐輔
農地審査係主査	櫛田 秀則
農地審査係主査	浅川 実利
農地審査係主事	千葉 風摩
農政振興係主査(書記)	鹿内 竜也
農業政策課主任主査兼農村支援係長	鈴木 文雄
農業政策課農村支援係 主査	小野 祐司

2 欠席者

4 木幡 仁一

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く。)

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入ります。

議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。

蛭田会長、よろしくお願いいたします。

議長
(蛭田会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席は、議席番号4番 木幡仁一委員となります。

現在、委員23名中22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会15回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号13番 岡村泰典委員、議席番号14番 佐川良平委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程の全てを要約することなく詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告に入ります。

今月の報告は、令和7年6月分となります。

議案書2ページに記載のとおりですので、各自ご確認下さい。

これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

特に、取下げ・追案等はありません。

議長
(蛭田会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないこととされております。

該当する方がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

議案説明書の1ページをご覧下さい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧下さい。

番号1番から番号7番につきましては、売買による所有権の移転、番号8番、番号9番につきましては、賃借権の設定、番号10番につきましては、贈与による所有権の移転です。

このうち、番号8番から番号10番が新規就農案件となります。

番号8番、番号9番につきましては、譲受人は、5年ほど前から家庭菜園を行っており、農業に興味を湧いたことから、農業短期大学の初級コースを受講し本格的に農業を始めるため申請に至ったものです。

農機具については、トラクター、管理機を1台所有しており、栽培作物は、根菜類やいも類等を予定しております。

番号10番につきましては、譲受人は父の農業を手伝いながら農業を学んでいました。

譲渡人である父が経営縮小するということもあり、今後は譲受人が主体となって耕作するため申請に至ったものです。

農機具については、父が所有しているトラクターと田植え機を借りる予定となっております。

栽培作物は、水稻となっております。

以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田6,502㎡、畑4,952㎡、合計11,454㎡となります。

議案説明書4ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている記載となっておりますが、現地調査の結果、番号1番の譲受人について、農地法第3条第2項第1号に該当する疑いがあります。

つきましては、現地調査報告の内容を踏まえご審議下さるようお願いいたします。

事務局 (千葉主事)	なお、許可要件の詳細につきましては、次ページでご確認下さい。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
9番 四家(誠) 委員	番号2番から番号10番の案件につきましては、現地を調査しました結果、 特段、問題はありませんでした。 また番号1番について、申請地は問題ありませんでしたが、申請地に隣 接している譲受人が所有する畑が管理されておらず耕作されていない状態 だったことを確認しました。 従って、農地のすべてを効率的に耕作すると認められないことから、不 許可相当であると判断します。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、番号2番から番号10番までは特に問題がなく、番号1 番は農地の全てを効率的に耕作すると認められないことから不許可相当と 判断されるところでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第1号について、番号2番から番号10番までは許可とし、番号1番 は農地の全てを効率的に耕作すると認められないことから不許可とするこ とに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可 申請について」は、只今の説明のとおり可決いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、 事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の4ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (櫛田主査)	議案説明書の7ページをお開き願います。 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説 明いたします。 議案説明書の8ページをお開き願います。 配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定 理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。 なお、「現地調査位置図」は10ページ、「意見及び決定理由書」は、右下の 欄に記載しております受付番号5011番からとなります。

事務局 (櫛田主査)	ご準備よろしいでしょうか。 それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。 番号1番、川前町小白井、田、402㎡、仮設停車場(一時転用)、賃借権の設定です。 以上1件につきまして、申請内容を精査した結果、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、事務局よりお願いいたします。
事務局 (櫛田主査)	番号1番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の5ページをお開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (浅川主査)	議案説明書の9ページをお開き願います。 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。 議案説明書の10ページをお開き願います。 配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。 なお、「現地調査位置図」は12ページ、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5011番の次、左上に＜事業計画変更(1)＞と記載があるページになります。 ご準備よろしいでしょうか。

事務局 (浅川主査)	それでは、説明いたします。 番号1番、申請人は東京都江東区、協和木材株式会社です。 申請土地の表示は、遠野町大平、計3筆です 当該案件は、木材土場を転用目的として、令和6年6月26日付けいわき市農業委員会指令第5047号により一時転用許可を受けた後、令和7年2月26日付けいわき市農業委員会指令第15号により事業計画変更の承認を受けております。 今回の変更申請の内容は、「工事期間(完工時期)の変更」です。 木材の伐採区域について、国有林内の保安林地域であり、絶滅危惧種指定野草である「クマガイソウ」の群生による観光地となっておりますが、森林事務所からの指導のもと、事故防止の観点から、クマガイソウの開花シーズン中は作業を中止していたため、工期に遅れが生じ、計画変更を余儀なくされたものです。 なお、前回の計画変更申請の段階では、クマガイソウの観光地であることは把握できていなかったとのことでした。 申請内容は、「工事期間(完工時期)の変更」について、変更前が令和7年6月30日まで、変更後は令和8年7月30日までとなっております。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、事務局よりお願いいたします。
事務局 (浅川主査)	番号1番について、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
18番 松崎委員	変更申請の理由に「森林事務所」からの指導とありますが、「農林事務所」からの指導の間違いではないでしょうか。
事務局 (千葉主事)	伐採の契約自体は「磐城森林管理署」と締結しておりますが、今回の指導は伐採区域を所管する出先機関である「遠野森林事務所」からと聞いております。
18番 松崎委員	わかりました。 ありがとうございました。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議長
(蛭田会長)

議案第3号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「農地等の買受適格証明願いについて」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案の説明に入ります前に、資料の一部差替えについて、ご説明いたします。

番号1番の願出人により、土地利用計画図を詳細なものに差替えたいとの申出があり、現地調査の実施前に差替え版が提出されております。

現地調査位置図の15ページに掲載している土地利用計画図は、差替え前の古いものであり、差替え後の詳細な土地利用計画図については、本日配付しております「許可申請(買受適格証明願出)に係る意見及び決定理由書」の右下の欄に記載しております受付番号10004番の後に掲載しております。

なお、番号2番の願出人に係る土地利用計画図については、差替え等はありませんが、参考までに「意見及び決定理由書」の末尾、受付番号10005番の後に掲載しております。

以上で、資料の差替えについての説明を終わります。

改めまして、議案説明書の11ページをお開き願います。

議案第4号「農地等の買受適格証明願いについて」、ご説明いたします。

買受適格証明は、農地が差押えを受け、競売又は公売にかけられた際、入札参加者が農地法に基づく許可を受けられる者(＝買受適格を有する者)であることを証明するため、入札書に添付しなければならないものです。

なお、裁判所が実施するものを競売、国や都道府県、市町村等の公的機関が実施するものを公売と称します。

今回は、仙台国税局が実施する「公売」となります。

公売のスケジュールは、入札期間が令和7年8月26日の午前9時から令和7年9月2日の午後5時まで、開札日時が令和7年9月4日の午前10時、売却決定日時が令和7年9月25日の午前10時となっております。

買受適格証明の審査は、願出人から提出されている農地法第5条の許可申請書の案に基づき、通常の許可申請と同様、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしているか否かで判断します。

仮に、本総会で買受適格を有すると議決され、入札者が買受適格証明を添付して入札に臨み、開札の結果、最高価買受申出人となった場合は、その者は正式に農地法第5条の許可申請を行い、農業委員会は証明時と事情が異なっていると認めた場合を除き、買受適格を有すると議決した内容によ

事務局
(浅川主査)

り、速やかに許可処分を行ったうえで、後日総会で報告する流れとなっております。

それでは、議案説明書の12ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は14ページ、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号10004番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、説明いたします。

公売農地の表示は鹿島町米田の2筆、登記地目はいずれも田、登記面積は30㎡と1,449㎡の計1,479㎡です。

願出人については、番号1番、平、株式会社上総、番号2番、平下荒川、株式会社H I R Oの2名です。

番号1番、番号2番の両者ともに、当該農地を落札した場合、資材置場・駐車場として利用する計画となっております。

農地区分については、当該農地周辺は市街地化されておらず、農振農用地区域外かつ当該農地を含む一団の農地の面積が10ヘクタール未満であることから、当該農地は第2種農地(その他の農地)に該当します。

ちなみに、公売における見積価格は45万2千円です。

その他、他法令に基づく行政庁の許認可等の見込み、転用事業実施の確実性、併用地の利用見込み、計画面積の妥当性、周辺農地等への支障の有無については、「意見及び決定理由書」に記載のとおりですので、ご確認下さい。

以上、番号1番及び番号2番の願出人に係る申請案を精査した結果、両者とも農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

8番
古市委員

7月9日に現地を調査した結果ですが、当該農地を資材置場・駐車場として転用することについては、特段問題はないと思料されますので、先ほどの事務局説明を踏まえ、番号1番及び番号2番の願出人両者に対し、買受適格証明を行って差し支えないものと考えます。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、買受適格証明を行うことが出来ると判断されるのとこのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議長 (蛭田会長)	議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第4号「農地等の買受適格証明願いについて」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (鯨岡係長)	議案書の7ページをお開き願います。 【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (鈴木主査)	それでは、議案第5号について説明いたします。 始めに、資料の訂正等がありますので、右上に資料5と記載のある資料をご準備のうえ、説明をお聞き下さい。 まず始めに、資料5の裏面をご覧ください。 此方は、先月23日に開催されました農業委員会総会において、意見があった点につきまして、6月27日付で市より報告があったことから、皆様にお知らせをするものです。 詳細になりますが、資料の作物名について記載が誤りであったこと、また、作物名が空欄であった件については、現在「ピーマン」を耕作していることが確認出来ました。 それでは、今回の案件の訂正箇所等について、資料5を基に説明します。 議案説明書15ページ、再転貸事案の内容につきまして、対象となる田の筆数並びに面積が記載のとおり訂正となりました。 内容ですが、筆数につきましては、593筆から594筆、面積につきましては、387,443.38㎡から387,940.38㎡となります。 また、今回の訂正により削除となりました地目「雑種地」につきましては、当初、農業用施設として附帯地の地目となっておりましたが、事務局で確認したところ水稻が作付けをされており、市へ確認した結果、現況地目の訂正の回答があったところです。 つきましては、議案説明書の35ページ個人の小計、並びに議案説明書44ページの総計についても記載のとおり訂正となります。 それでは、議案説明書の14ページをお開き下さい。 議案第5号は、令和5年4月より基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律(第19条第3項の規定)により、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。 次のページをご覧ください。 公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する新規転貸事案です。 実施地区は、四倉、三和、借り手8名、対象筆数、田42筆、畑5筆、面積

事務局
(鈴木主査)

は、田54,470㎡、畑2,396㎡となります。

続きまして、再転貸の事案となりますが、先ほど説明した資料5の内容になります。

実施地区は、平、勿来、三和、借り手28名、対象筆数、田594筆、畑102筆、面積は、田387,940.38㎡、畑49,712㎡です。

また、貸付相手方の要件については、満たしております。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。

当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いします。

【意見なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第5号について、意見なしとすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、「農業委員会の意見はなし」といたします。

ここで、議案第6号に入る前に、10分間の休憩を取ります。

午後1時25分まで休憩とします。

【10分間休憩】

全員お揃いですので、議事を再開いたします。

次に、議案第6号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(坂本主査)

本日お配りしている議案説明書及び資料1をお開き願います。

始めに、先にお渡ししている議案説明書の訂正をお願いします。

田7筆、9,337㎡となっておりますが、正しくは、資料1の1ページのとおり田6筆4,547㎡、その他1筆4,790㎡となります。

また、番号3は登記地目が山林ですが、農地台帳上は現況田として登録のある土地となっております。

その上で、番号1番から2番の登記地目田及び3番の登記地目山林については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に山林・原野化していることから、非農地判断を行うものです。

今般、非農地判断することについて、番号3番については、国土調査未了地のため、農地の特定が困難な状況ではありますが、周辺一体が山林化しているとして、小川・川前地区審議会の農業委員及び当該土地の所有者により確認をしています。

現地調査については、当該地区審議会の委員において実施しております。

また、非農地判断することについて、地権者等の意向確認も行っており

事務局 (坂本主査)	ます。 7月分は、田6筆4,547㎡、その他(山林)4,790㎡、計9,337㎡です。 現地の様子については、前面のモニターに投影させていただきます。 説明は、以上です。 【現地の様子をモニターに投影】
議長 (蛭田会長)	只今、議案第6号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
1番 鈴木(幸) 委員	番号1番から2番について、小川・川前地区審議会の佐藤智春委員、白石保基委員と一緒に現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。 非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。
17番 新妻(吉) 委員	番号3番について、小川・川前地区審議会の鈴木幸夫委員と一緒に現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。 また、別日に現地確認をした矢内安宏委員からも、既に原野・山林の様相を呈している状況である旨の報告を受けております。 非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第6号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第6号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第7号「「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正素案の意見について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (鯨岡係長)	議案書の9ページをお開き願います。 【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、市農業政策課の担当者が説明いたします。
事務局 (小野主査)	農業政策課の小野と申します。 議案第7号「「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正素案について」、説明いたします。 本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」につきます

事務局
(小野主査)

ては、農業経営基盤強化促進法第5条に定められる、県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に則するとされております。

今般、福島県の基本方針が令和7年4月に改正されたことに伴い、本市の基本構想についても変更する運びとなりました。

資料2をお開き願います。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正素案に関する基本的な考え方といたしまして、今回、市の基本構想についての主な変更点を説明いたします。

一つ目は、各項目について県の基本方針に合わせ、現状の対策等を踏まえた加筆修正を行っております。

二つ目は、本文の第1の3の(1)、(2)及び第2の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な目標に掲げる年間労働時間目標及び年間農業所得について、見直しを行いました。

このうち年間労働時間目標は県準拠とし、年間農業所得につきましては県の積算方法にいわき市の県内における所得割合を乗じて算定しております。

このことから、年間労働時間目標は1,900時間から1,800時間となり、年間農業所得につきましては、主たる農業従事者1人あたり330万円以上から440万円以上、1個別経営体あたりの所得目標については、540万円以上から580万円以上となります。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の推進目標につきましては、農業経営開始から5年後には前述の所得目標の45%、中山間地域は40%としておりましたが、こちらにつきましても県に準拠するかたちとし所得目標の60%、中山間地域は55%に変更となります。

三つ目は、第4の1効率的かつ安定的な農業経営が地域の主要な生産を担う育成すべき経営体の目標数について見直しを行い、令和7年3月末時点の経営体数を維持していくことを目標とし、変更前「経営体280経営体のうち組織経営体60」から変更後「経営体255経営体のうち組織経営体62」となります。

四つ目は、変更前第5の4における利用権設定等促進事業に関する事項については、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改定により、現在廃止となっていることから削除しております。

また、その他、第2の1にかかる経営類型につきましては、いわき市の現状等を踏まえ、一例として各種項目を変更しております。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第7号について、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いします。

【意見なし】

議長
(蛭田会長)

ご意見がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第7号について、「意見なし」とすることに、ご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第7号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正素案の意見について」は、「農業委員会の意見はなし」といたします。

次に、議案第8号「農地法第51条第1項に該当する事案について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の10ページをお開き願います。
【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】
なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案説明書の47ページをお開き願います。
議案第8号「農地法第51条第1項に該当する事案について」、ご説明いたします。
議案説明書の48ページ及び現地調査位置図の17ページをお開き願います。

また、本日配付しております資料4-1「【議案第8号】農地法第51条第1項に該当する事案について(常磐三沢町地内)」を併せてご覧下さい。

それでは、提案趣旨について申し上げます。

令和6年2月16日開催の(第17期)第35回総会において、農地法第51条第1項に該当する旨認定した常磐三沢町における残土置場としての違反転用事案について、令和6年2月26日付け5農委第467号にて文書による是正指導を行って以降、口頭による是正指導を継続して参りました。

当該土地の利用状況について、盛土規制法に抵触している疑いがあるとの相談が土地所有者の娘からいわき中央警察署に寄せられたため、令和7年2月27日に市建築指導課、市廃棄物対策課及びいわき中央警察署と合同で、違反転用者への対面指導を実施したところ、「盛っている土の運搬先の見込みが立ったため、令和7年4月から双葉郡内の受入先に運び出し、令和7年6月中には運搬を完了する予定である。」との説明があったことから、経過を観察することとしておりました。

違反転用者が設定した是正期限後となる令和7年7月9日の定例的調査において現地を確認したところ、一部盛土を運び出した形跡は見受けられたものの、農地への原状回復にはほど遠い状態でした。

いわき市農業委員会違反転用の是正措置に関する事務処理要領第7条において、「違反転用者等が口頭若しくは書面による是正指導に従わない場合又は当該是正指導以外の是正措置を行う必要があると判断した場合は、総会での決定を経て、書面により、違反転用者等に対し原状回復等の措置を勧告するものとする。」と規定されていることから、勧告の実施について、総会での決定を求めるものです。

勧告の相手方については、①土地所有者、常磐三沢町、(氏名は不表示)、

事務局 (浅川主査)	②違反転用者(土地使用者)、佐糠町、株式会社ジオワークスの2名です。 勧告に当たり、資料4-1の2ページに掲載しております「違反転用を是正しないとどうなる?～今後の流れについて解説～」を同封し、勧告が行政指導の最終段階であり、これに従わない場合、聴聞又は弁明の機会の付与を経て、法的強制力のある是正命令の発出に至ること、また、命令にも従わない場合は刑事告発を行うことなどを教示し、是正への働きかけをより一層強めたいと考えております。 また、資料の3ページには、今月9日に実施した現地調査において撮影した違反転用地の現況写真を、4ページから5ページにかけては、令和6年2月26日付け発出の是正指導文書の全文を掲載しておりますので、ご確認下さい。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第8号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
12番 鈴木(忠) 委員	7月9日に実施した現地調査の結果ですが、先ほどの事務局説明及び資料に掲載されている現況写真のとおり、一部盛土を運び出した形跡は見受けられたものの、大部分の盛土は残されており、農地への原状回復にはほど遠い状態でした。 令和6年2月の文書指導後、口頭による是正指導を継続しているにもかかわらず、今日まで農地への原状回復に至らないことから、いわき市農業委員会違反転用の是正措置に関する事務処理要領第7条により、違反転用者等に対し、書面による是正勧告を行うべきであると考えます。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、書面による是正勧告を行うべきであるとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
19番 生田目委員	この件については、違反転用を行った株式会社ジオワークスが一番の問題なのですが、残土を搬入した業者にも責任の一端はあると思います。 違反転用の農地に残土を持ち込んだのですから、いわき市が指名停止を行う等の対応をすべきではないかと、以前にも申し上げたところです。 残土を搬入した業者は判明しているのでしょうか。
事務局 (浅川主査)	この件に関しては、令和6年2月に発出した是正指導文書において、違反転用の経過を記載した顛末書を作成するとともに、具体的な是正計画を速やかに提出するよう指導していたところですが、顛末書・是正計画ともに未提出の状況が続き、残土を搬入した業者の把握まで至っておりません。 先月の17日に、顛末書兼是正計画が漸く提出されましたが、その内容が具体性に欠けるため、先週の金曜日までに再提出するよう指導したものの、今日に至るまで再提出されておられません。

事務局 (浅川主査)	事務局としましては、勧告文書の発出を皮切りに、一日も早く農地への原状回復を行うよう指導を強化して参りたいと考えております。
19番 生田目委員	ありがとうございます。 この件に関しては、残土搬入業者も違反転用に加担していることになると思いますので、その点についても、指導方よろしくをお願いします。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第8号について、担当委員の報告及び事務局の説明のとおりとし、今後の措置については、会長一任とさせて頂いてよろしいでしょうか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第8号「農地法第51条第1項に該当する事案について」は、担当委員の報告及び事務局の説明のとおりといたします。 なお、措置の内容については、今後、総会で報告いたします。 次に、報告に入ります。 始めに、報告第1号から第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の11ページをお開き願います。 【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】 それでは、議案説明書の49ページから57ページをお開き願います。 今月の報告件数は38件、権利の移動理由は、「遺贈」が2件、「相続」が36件です。 権利の取得面積は、田132,047.30㎡、畑118,721.12㎡、合計250,768.42㎡です。 以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。 続きまして、議案書の12ページをお開き願います。 【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第4条第1項第7号の規定による届出について)を説明】 議案説明書の59ページから60ページをお開き願います。 今月の報告件数は2件、転用面積は、田0㎡、畑1,368㎡、合計1,368㎡です。 以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。 続きまして、議案書の13ページをお開き願います。 【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】 議案説明書の61ページから66ページをお開き願います。 今月の報告件数は24件、転用面積は、田12,267.93㎡、畑5,430.00㎡、合計17,697.93㎡です。 以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

事務局 (蛭田係長)	続きまして、議案書の14ページをお開き願います。 【報告第4号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】 議案説明書の67ページから77ページをお開き願います。 今月の報告件数は55件、面積は、田265,809.38㎡、畑50,590.00㎡、合計316,399.38㎡です。 以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	以上、事務局説明のとおり、ご承知願います。 次に、その他に入ります。 始めに、事務局より何かございますか。
事務局 (佐藤係長)	【資料3】農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について ⇒ 上記資料により、委員慶弔費から保険料を支払うことの承認を得た。
議長 (蛭田会長)	そのほか、事務局より何かございますか。
事務局 (浅川主査)	【資料4-2】農地法第51条第1項に該当する事案(渡辺町田部地内)について ⇒ 上記資料に基づき、次のとおり報告した。 渡辺町田部地内における農地法・農振法違反事案に関して、いわき東警察署による家宅搜索及び事情聴取を受けた違反転用者(夫)・土地所有者(妻)両名の代理人(夫妻の親族)より、6月上旬からは正工事に着手したとの連絡があった。 その後、代理人より、是正工事の進捗状況を農業委員に現地で確認してもらったうえで、触法工作物の残置を認めてほしい箇所があるので、その説明をしたいとの申し出があったことから、令和7年7月9日の定例的調査に併せて現地調査を実施した。 その結果、農業用倉庫(注：必要な手続きを経て建てられたもの)の南側に張り付けられていた芝生や一部残されていたコンクリート舗装は撤去されている旨確認した。 農業用倉庫の東側に無許可で敷設された化粧石敷は大部分が撤去され、また違反転用地内に無許可で設置された塀は、上部の瓦が撤去された状態であることを確認した(門扉については未着手)。 農業用倉庫の西側・北側に無許可で敷設されたレンガ張り、前述の塀を挟んで化粧石敷の東側に無許可で敷設された芝生・コンクリート舗装のスロープについては、是正未着手であった。 代理人より、触法工作物のうち、「農業用倉庫西側・北側のレンガ張り」、「農業用倉庫東側の化粧石敷(一部)」、「化粧石敷東側の芝生・コンク

事務局 (浅川主査)	リート舗装のスロープ(一部)」、「違反転用地内に無許可で設置された塀・門扉等(一部)」の残置を認めてほしいとの説明があった。 その主な理由は、畑への原状回復を行った場合における土砂流出の防止(土留め)や防災・防犯によるものであった。 帰庁後、農業委員会会長室にて、調査委員・事務局間で意見交換を実施したところ、「農地法第4条第1項の規定に基づく必要な許可がないまま敷設又は設置した舗装(下地含む)、芝生、塀、門扉等を撤去し、農地に復旧すること」を相手方に命じている以上、明白な合理性がない限り、触法工作物の残置は認められないこと、また相手方から示された理由については、どれも明白な合理性があるとは言えず、「触法工作物の残置を安易に認めることは、(原状回復)命令違反を是認することになる」との結論に至った。
19番 生田目委員	この件について、違反転用の是正後は、農地として耕作することになりますが、例えば、向こう10年間はこういった作物を栽培するなど、耕作の内容を事務局で把握しておりますでしょうか。
事務局 (浅川主査)	これまでの代理人との話の中では、農地への原状回復を行った後の耕作計画までは出ておりません。
19番 生田目委員	追加でお聞きします。 当初は、耕作することを目的として当該農地を取得したわけですが、現状は農地として利用されております。 その点について、事務局はどうお考えでしょうか。
事務局 (浅川主査)	是正後に何を栽培するのか、現時点では把握していない状況ですが、今後、農地への原状回復を行った後、農地としてどのように活用していくのかを見据えつつ、是正計画を立てるよう助言することとします。
19番 生田目委員	はい、ありがとうございました。
議長 (蛭田会長)	この件に関しては、また状況が進展しましたら、総会にて報告して頂くことでお願いしたいと思います。 そのほか、事務局より何かございますか。
事務局 (鯨岡係長)	農地パトロールについて ⇒ パトロール及び結団式の実施について、口頭により説明した。
議長 (蛭田会長)	そのほか、事務局より何かございますか。 【特になし】

議長
(蛭田会長)

次に、委員の皆様から何かございますか。

【特になし】

特にないようですので、以上を持ちまして、いわき市農業委員会第15回総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	番号2番から番号10番は許可、番号1番は農地の全てを効率的に耕作すると認められないことから不許可
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第4号	農地等の買受適格証明願いについて	原案のとおり可決
第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決
第6号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第7号	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正素案の意見について	「意見なし」にて可決
第8号	農地法第51条第1項に該当する事案について	担当委員の報告及び事務局の説明のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員 該当者なし

6 本総会の閉会時刻

午後2時15分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

13 岡村 泰典

14 佐川 良平